

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十八号

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）第二条第一号に規定する会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。